

ロタウイルスワクチン予防接種

1. ロタウイルス胃腸炎について

口から侵入したロタウイルスが腸管に感染して発症します。感染力が非常に強く、手洗いや消毒などをしっかりしても、感染予防をすることが難しいため、乳幼児のうちに、ほとんどの子どもが感染します。下痢や嘔吐は1週間程度で治りますが、下痢、嘔吐が激しくなると、脱水症状を起こす場合もあり、乳幼児の急性胃腸炎の入院の中で、もっとも多い感染症です。一生のうちに何度も感染するウイルスですが、初めてロタウイルスに感染した時は、特に重症化しやすく、まれに脳や腎臓に影響をおよぼすこともあり、注意が必要です。

生後、すぐに感染する場合もあるので、ワクチンの接種は、早くはじめて早く完了させましょう。

2. ロタウイルスワクチンについて

ロタウイルスワクチンは2種類あり、どちらも生ワクチン（弱毒化したウイルス）で、飲むワクチンです。医療機関で相談し、どちらかのワクチンを選んでください。2種類とも、予防効果や安全性に差はありませんが、接種回数が異なりますので、他のワクチンとの接種スケジュールなどを考慮して選択します。なお、途中からワクチンの種類を変更することはできませんので、最初に接種したワクチンを2回目以降も接種します。

多くのワクチンの接種が重なる期間ですので、医療機関と相談して、他のワクチン接種と合わせて同時に接種することも検討してください。初回は、生後2か月から出生14週6日後までに接種します。出生15週0日後以降の初回接種はおすすめしません。

なお、このワクチンは、ロタウイルス胃腸炎の発症そのものを7～8割減らし、入院するような重症化は、そのほとんどが予防できます。ただし、ロタウイルス以外の原因による胃腸炎には予防効果を示しません。

3. 接種時期

ワクチン名	ロタリックス	ロタテック
接種時期	出生6週0日後から24週0日後 ※どちらのワクチンも、初回接種を、生後2か月から出生14週6日後までにします。	出生6週0日後から32週0日後
接種回数	2回接種（27日以上の間隔をあける）	3回接種（27日以上の間隔をあける）
接種後、特に注意する事	どちらのワクチンも、接種後（特に1～2週間）は腸重積症（後述）の症状に注意し、症状が見られた際には、すみやかに接種した医療機関を受診してください。	

※0日後は、生まれた日と同じ曜日です。カレンダーで同じ曜日を数えましょう。

4. ワクチン接種前について

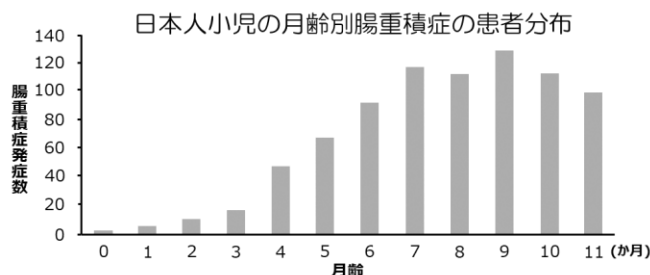
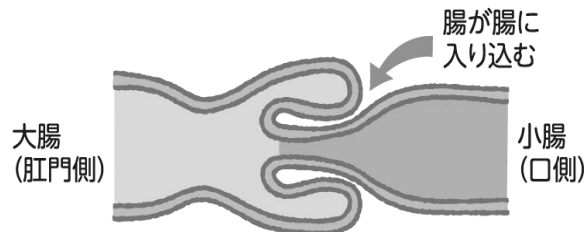
赤ちゃんのお腹がいっぱいと、上手にワクチンが飲めない場合がありますので、接種前30分ほどは授乳を控えることをおすすめします。上手に飲めるよう、医師、看護師の指示に従ってください。なお、ワクチンがうまく飲めなかったり、吐いたりしてしまった場合でも、わずかでも飲み込みが確認できていれば、ワクチンの効果に問題ありませんので、再度接種する必要はありません。

5. ワクチン接種後について

接種直後は、医療機関で30分ほど様子を見てから帰宅してください。ワクチン接種後2週間ほどは、赤ちゃんの便の中に、ワクチンのウイルスが含まれることがあります。おむつ交換の後など、ていねいに手を洗ってください。高熱、けいれんなど、異常を感じた場合は、すぐに医師の診察を受けてください。

6. 腸重積症について

腸重積症とは、腸管に腸管が入り込み、腸が閉塞状態になることです（下図）。ワクチン接種後1週間程度、腸重積の発症が、わずかですが上がる可能性が知られています。0歳児の場合、ロタウイルスワクチンを接種しなくても起こることがある病気なので、ワクチンを接種しなくても注意が必要です。もともと、3～4か月齢ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなる病気（下のグラフ）ですので、早めにワクチンを接種完了しましょう。以下のような症状が一つでも現れた場合は、早く受診することが重要です。



腸重積症は、手術が必要になることもありますが、発症後、すぐに治療すれば、ほとんどの場合、手術をせずに治療できます。以下のような症状が見られた場合は、すみやかに医療機関を受診してください。

- 泣いたり不機嫌になったりを繰り返す
- 嘔吐を繰り返す
- ぐったりして顔色が悪くなる
- 血便がでる

他の医療機関を受診する場合は、必ずこのワクチンを接種したことを医師などに伝えてください。

7. 予防接種を受けることができない場合

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上）している人
- ②重度の急性疾患にかかっている人
- ③過去に同じワクチンで強いアレルギー反応が出た人
- ④未治療の先天的な消化管障害のある人
- ⑤過去に腸重積症をおこした人
- ⑥重症複合型免疫不全（SCID）のある人

このほかにも、接種を中止したり、延期したりしたほうがよい場合もありますので、予防接種を受ける日には、あらかじめ予診票を記載して受診し、医師と相談してください。

8. 予防接種による健康被害救済制度

- ①定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ②健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ③ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ④予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの市町の予防接種担当課へ御相談下さい。